

## 【変更届出書 添付書類一覧表】

変更届出書には、変更事項に応じた添付書類が必要となります。下記一覧表を参考に書類を添付してください。

(注1) 下記の添付書類は主なものですので、他の添付書類が必要になる場合があります。

(注2) 添付書類のうち、**写しの場合の原本証明は不要**です。

(注3) サービス種類によっては、別途変更申請等が必要になる場合があります。

変更があった事項		添付書類
		※が記されている書類については、下記「※備考」の対応する番号の内容をご確認ください。
1	事業所（施設）の名称	付表、運営規程
2	事業所（施設）の所在地	付表、運営規程、平面図、写真、住宅地図等、施設整備等チェックリスト（※10）
3	申請者の名称・主たる事務所の所在地	登記事項証明書・条例等【原本又は写し】、運営規程（※1）、事業所一覧（※2）
4	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	登記事項証明書【原本又は写し】、事業所一覧（※2）、誓約書2種類（※9・12） 経歴書（※3）、資格証の写し（※3・8）
5	登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	登記事項証明書・条例等【原本又は写し】、事業所一覧（※2）
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	付表（※1）、平面図、写真、施設整備等チェックリスト（※10）
7	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	付表、運営規程（※1）、勤務形態一覧表（※7・9）、経歴書（※11） 資格証の写し（※4・8）、誓約書2種類（※9・12）
8	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	付表、運営規程（※1）、勤務形態一覧表（※7・9）、経歴書 資格証の写し（※8・9）
9	運営規程	付表（※1）、運営規程、勤務形態一覧表（※5・7） 資格証の写し（※5・8）
10	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	付表、協力医療機関等との契約書の写し
11	事業所の種別	付表、変更内容が確認できる書類
12	利用者・入所者等の定員	付表、運営規程、勤務形態一覧表（※5・7）、資格証の写し（※5・8）
13	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	変更内容が確認できる書類
14	本体施設、本体施設との移動経路等	変更内容が確認できる書類
15	併設施設の状況等	変更内容が確認できる書類
16	介護支援専門員（計画作成担当者等を含む。）の氏名及びその登録番号	付表、介護支援専門員一覧（※1）、運営規程（※1）、勤務形態一覧表 資格証の写し（※8・9）、経歴書（※3）
17	連携する訪問看護を行う事業所の名称・所在地	付表、運営規程（※1）、連携する指定訪問看護事業所との契約書（協定書）の写し 連携する指定訪問看護事業所の所在地が分かるもの
18	共生型サービスの該当有無	付表、児童福祉法又は障害者総合支援法に基づく指定（更新）通知書の写し
19	法人等の種類	登記事項証明書【原本又は写し】、運営規程（※1）、誓約書2種類（※9・12）
20	事業所の連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）の変更	付表

### ※備考

※1：当該変更事項に係る記載がある場合のみ。

※2：複数の事業所の指定を受けている法人であっても、事業所一覧を添付していただくことにより、事業所ごとに変更届出書を提出していただく必要はありません。

ただし、地域密着型（介護予防）サービスと介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの指定を受けている場合、又は居宅介護支援と介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの指定を受けている場合はそれぞれ変更届出書を提出してください。

（例）地域密着型サービス：3事業所、介護予防・日常生活支援総合事業：2事業所の場合

変更届出書（地域密着型サービス分）、事業所一覧（地域密着型サービス3事業所分）、変更届出書（介護予防・日常生活支援総合事業分）、事業所一覧（介護予防・日常生活支援総合事業2事業所分）

※3：（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護の場合のみ。

※4：管理者に資格要件がある場合のみ。

※5：人員に関する変更がある場合のみ。ただし利用定員の増加は、人員に関する変更がない場合でも勤務形態一覧表が必要である。

※6：登記事項証明書は原本又は写し（ただし、同一法人が複数事業所を同時に届ける場合には事業所数分の写しが必要。）

※7：勤務形態一覧表は変更日の属する月のものを提出。人員基準で定められている従業者全員を記載すること。

※8：資格証の写しについて、資格証の姓が結婚等で現在の姓と異なっている場合は、戸籍抄本又は免許証の裏書き、年金手帳などの写しを添付してください。

※9：住所の変更のみの場合は不要。

※10：地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定相当通所型サービス）の場合のみ。

※11：（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援の場合のみ。

※12：誓約書2種類は、各サービスに該当する標準様式と、田辺市暴力団排除条例の誓約書（別記様式A）を指します。